

# 第 1 8 回

## あわら市都市計画審議会

### 議案書

場 所           あわら市役所   2階   203会議室

日 時           平成30年2月27日(火)午後2時00分～

## 議案一覧表

議案 番号	件 名	都市計画を 定める者	頁
1	嶺北北部都市計画地区計画の変更（案）について	あわら市	2

議案第 1 号

平成 30 年 2 月 16 日あ建第 119 号

あわら市長付議

嶺北北部都市計画地区計画の変更（案）について

1 嶺北北部都市計画地区計画の変更（あわら市決定）

平成 30 年 2 月 27 日 提出

あわら市都市計画審議会  
会 長 川 上 洋 司

嶺北北部都市計画地区計画の変更（案）

都市計画 国影地区計画を次のように変更する。

名 称		国影地区計画	
位 置		あわら市 国影の一部	
面 積		約 0.8 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は芦原市街地の東に位置し、市道重義国影線を骨格とした既成市街地および農業振興地域と隣接する地区である。</p> <p>このため、建築物の規制・誘導を積極的に推進し、農村工業活用場の土地利用を図るとともに、良好な沿道環境を形成・保持することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>近隣の環境保護を図りながら、南部平坦地および北部丘陵地の中心となる地区特性を活かした農村工業地域としての土地利用を図る。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>良好な道路軸景観、沿道環境の形成を図るため、建築物の壁面の位置等の制限を行う。</p>	
地区整備計画	建築物に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工場（ただし、建築基準法別表第二（<b>る</b>）項第一号に該当するものを除く。）</li> <li>倉庫（ただし、倉庫業を営む倉庫を除く。）</li> <li>事務所</li> <li>危険物の貯蔵または処理に供するもの（ただし、建築基準法施行令第130条の9に該当するものを除く。）</li> <li>物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）</li> </ol>	
		壁面の位置の制限	<p>敷地境界線から建築物までの壁面またはこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、次の掲げる数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道路境界線より 1.0m以上とする。</li> <li>隣地境界線より 1.0m以上とする。</li> </ol>
		建築物の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁若しくはその他戸外から望見される部分またはかき若しくはさく等の意匠は、原色の多用を避け、明るく落ち着いた色調とする。</p>

「位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

#### 変更理由

国影地区計画は、地区整備計画の建築物に関する事項の用途の制限において、建築基準法の規定を引用していることから、改正後の建築基準法との整合を図るため変更するものである。

嶺北北部都市計画地区計画の変更（案）新旧対照表

都市計画 国影地区計画を次のように変更する。

名 称		( " ) 国影地区計画
位 置		( " ) あわら市 国影の一部
面 積		( " ) 約 0 . 8 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	( " ) 本地区は芦原市街地の東に位置し、市道重義国影線を骨格とした既成市街地および農業振興地域と隣接する地区である。 このため、建築物の規制・誘導を積極的に推進し、農村工業活用の場としての土地利用を図るとともに、良好な沿道環境を形成・保持することを目標とする。
	土地利用の方針	( " ) 近隣の環境保護を図りながら、南部平坦地および北部丘陵地の中心となる地区特性を活かした農村工業地域としての土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	( " ) 良好な道路軸景観、沿道環境の形成を図るため、建築物の壁面の位置等の制限を行う。
地区整備計画	建築物に関する事項	( " ) 次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。 ( " (る) " ) 1 . 工場（ただし、建築基準法別表第二（ぬ）項第一号に該当するものを除く。） ( " ) 2 . 倉庫（ただし、倉庫業を営む倉庫を除く。） ( " ) 3 . 事務所 ( " ) 4 . 危険物の貯蔵または処理に供するもの（ただし、建築基準法施行令第 130 条の 9 に該当するものを除く。） ( " ) 5 . 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の

		物品の販売を行うものを除く。)
	壁面の位置 の制限	( " ) 敷地境界線から建築物までの壁面またはこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、次の掲げる数値とする。 1. 道路境界線より 1.0m以上とする。 2. 隣地境界線より 1.0m以上とする。
	建築物の形 態又は意匠 の制限	( " ) 建築物の屋根、外壁若しくはその他戸外から望見される部分またはかき若しくはさく等の意匠は、原色の多用を避け、明るく落ち着いた色調とする。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

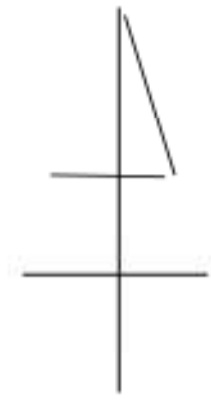
### 都市計画策定の経緯の概要

事項	期日	備考
協議の提出	H30.1.16	県都市計画課
協議の回答	H30.1.24	
都市計画案の縦覧	H30.2.1 ~ 2.14	
都市計画審議会	H30.2.27	
都市計画決定告示	H30.4	予定
函書の送付	H30.4	予定

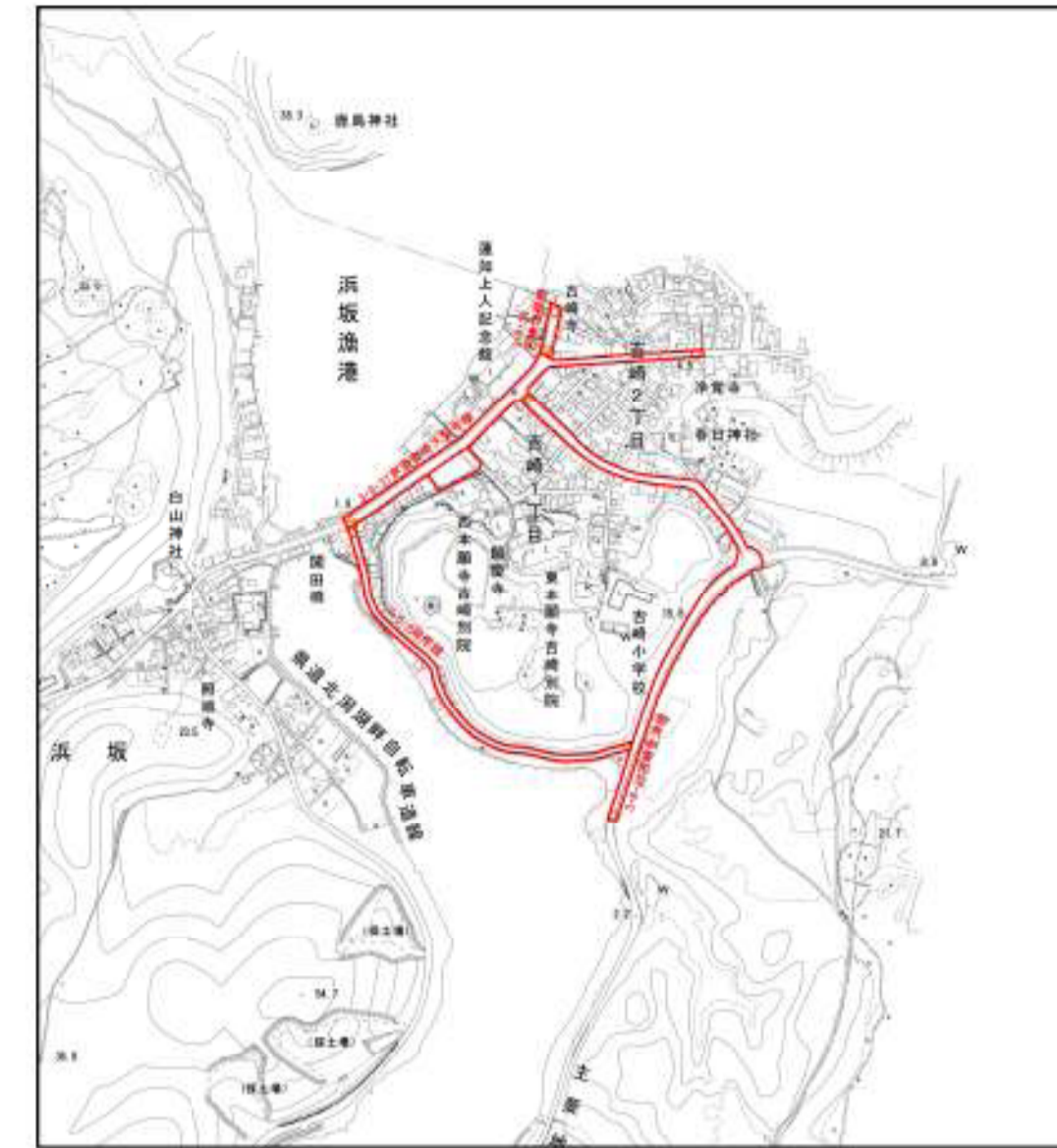


# 嶺北北部都市計画 あわら市 都市計画総括図

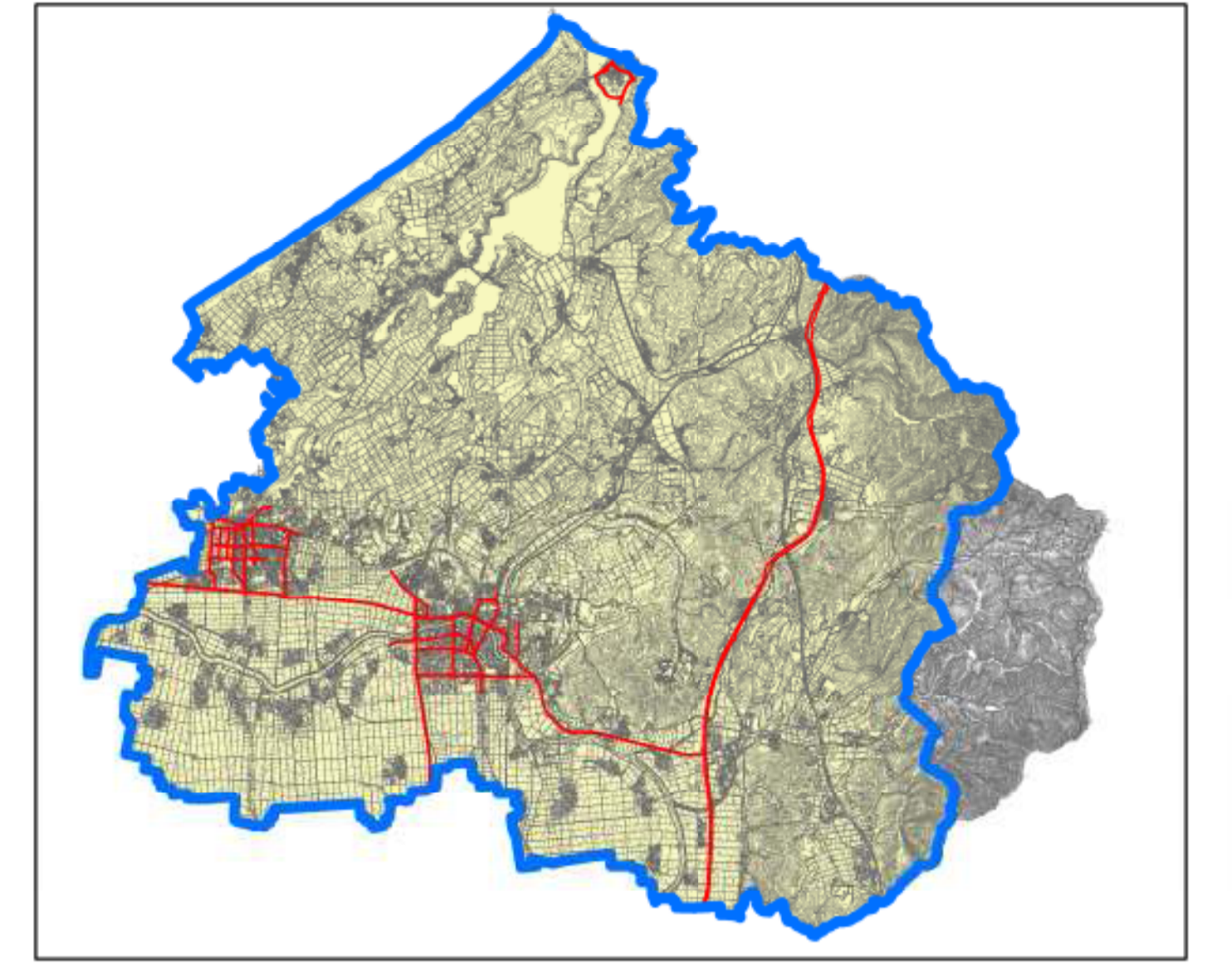
N



吉崎地区 都市計画図



都市計画区域

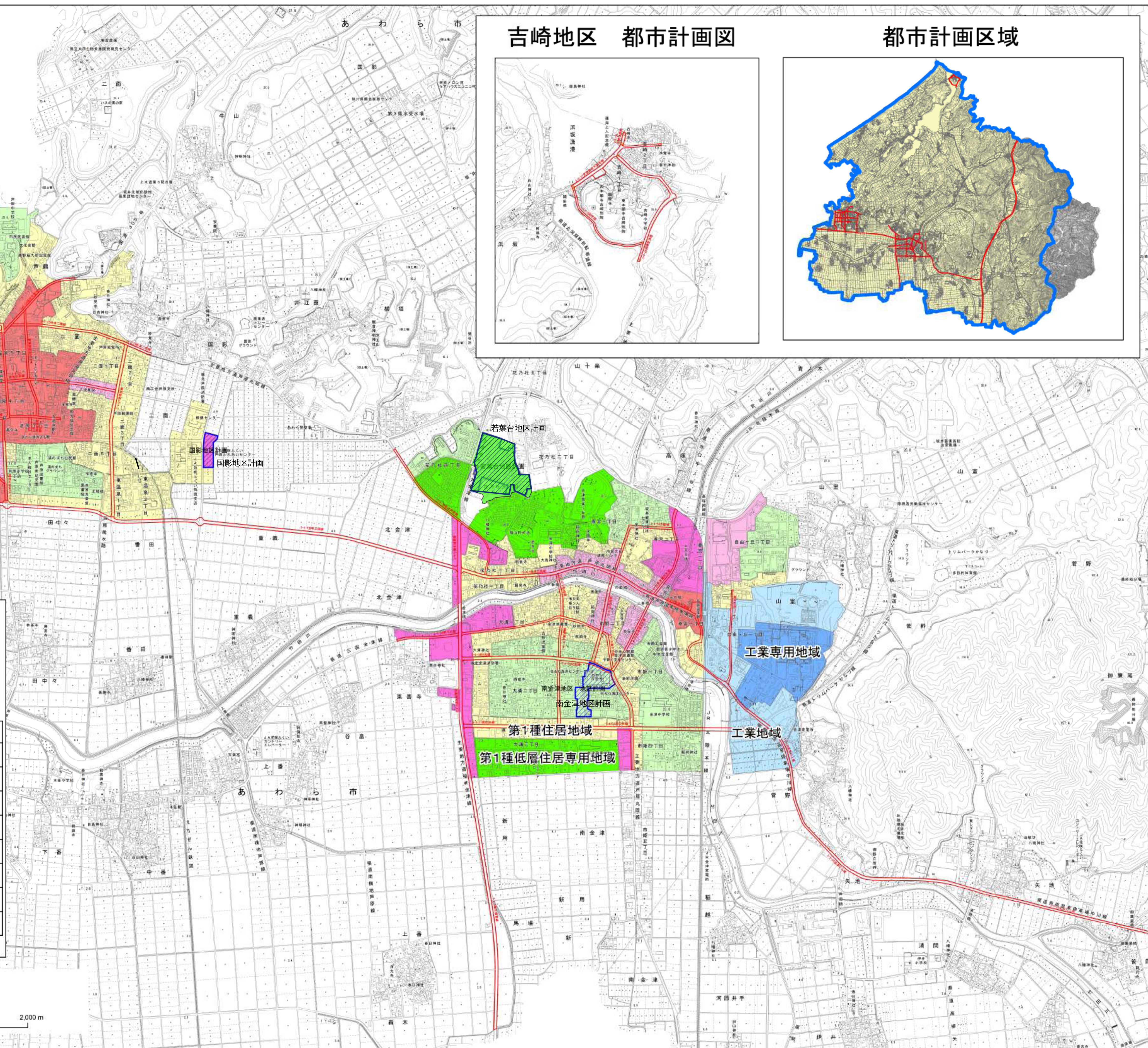
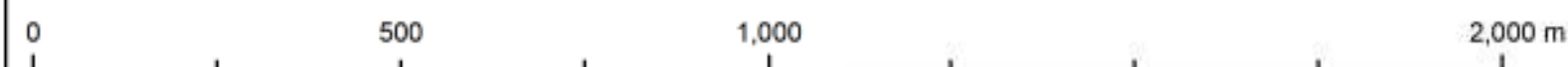


凡 例

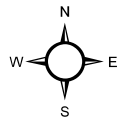
- 都市計画区域 (Blue outline)
- 都市計画道路 (Red line)
- 地区計画 (Blue hatched area)

用途地域	建ぺい率	容積率
第1種低層住居専用地域 (Green)	50	80
第1種中高層住居専用地域 (Light Green)	60	200
第1種住居地域 (Yellow)	60	200
近隣商業地域 (Pink)	80	200
商業地域 (Red)	80	400
準工業地域 (Magenta)	60	200
工業地域 (Light Blue)	60	200
工業専用地域 (Dark Blue)	60	200

1:10,000



# 国影地区計画区域図



 地区計画区域

